

平成 26 年 7 月 5 日

★臨床心理士資格法制化問題に関する要望書(2回目のお願い)★

奈良県臨床心理士会役員会 資格問題検討グループ

前略 失礼いたします。

公認心理師法案が秋の臨時国会へ継続審議になったと聞き及びました。

われわれ奈良県臨床心理士会役員会資格問題検討グループは、本年6月5日付けで公認心理師法による資格法制化の内容が故・河合隼雄先生のご遺志に背くと訴えました(添付資料参照)。

継続審議扱いとなった法案を拝見し、われわれの危惧はいよいよ現実になるのではと、強い不安を覚えます。

この法案は河合先生が理想としてきた国民の心の健康や幸せに寄与するという、臨床心理士の基本目標に向かっているのでしょうか？

われわれ臨床心理士の産みの親である日本臨床心理士資格認定協会や、育ての親である臨床心理士養成指定大学院協会も、この問題にどのような方針で対処なさるのか、伝わって参りません。

このような不確実な状況の中で、われわれとしては資格法制化がどのように進められることが国民の心の健康と幸せにつながるのか、関係の方々、即ち議員連盟の先生方ならびに多くの国会議員の先生方、公認心理師法案推進の心理学関係諸団体の先生方、日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士養成大学院協会ならびに日本臨床心理士会の先生方に立ち止まって考えてみて頂きたいのです。

これまで臨床心理士は専門的知識や技能で国民の心の健康や幸せを願って活動してきました。その歴史を認識頂き、存在意義を見据えて頂いた上で方向を定めて下さらなければ将来に禍根を残します。

私たちの要望を具体的に記したものを添えてございます。

私たち臨床心理士の切なる願いを、お聞き届けいただければ幸いです。

また、本メールと同内容の「要望書」を、次の先生方や組織・機関にお送りいたします。

衆議院議員

河村建夫議員事務所 加藤勝信議員事務所 鴨下一郎議員事務所
逢沢一郎議員事務所 山下貴司議員事務所 丹羽雄哉議員事務所
根本匠議員事務所
古屋範子議員事務所 高木美智代議員事務所 輿水恵一議員事務所

政党本部

自由民主党本部 公明党本部 民主党本部 日本維新の会本部
みんなの党本部 結いの党本部 日本共産党本部 生活の党本部
社会民主党本部

奈良県選出国會議員の各事務所

衆議院議員 1区 馬淵澄夫議員 小林茂樹議員 2区 高市早苗議員
3区 奥野信亮議員 4区 田野瀬太道議員
参議院議員 前川清成議員

このメールは私たちの関係する団体や組織である「日本臨床心理士会」「日本臨床心理士資格認定協会」「日本心理臨床学会事務局」「日本臨床心理士養成大学院協議会事務局」ならびに「各都道府県臨床心理士会」にも同送します。

なお、この要望書につきましてお問い合わせ等ございましたらメールで下記のアドレスまでお願い致します。

奈良県臨床心理士会事務局

奈良市学園南 3-1-3 帝塚山大学内

E-mail : nscpp@tezukayama-u.ac.jp

平成 26 年 7 月 5 日

要望書(第二弾)

公認心理師法案は、国民の心の健康に役立つ法案でしょうか？

奈良県臨床心理士会役員会 資格問題検討グループ

① 公認心理師法案はだれのための法案でしょうか？

現在、国会において継続審議の扱いになっている公認心理師法案について、率直な疑問があります。

もし、この法案が成立して資格化が現実のものとなった場合、大学学部卒業を基礎要件として臨床心理学を専門的に学んでいない専門家(?)が数多く誕生します。専門家としての知識や技能の質に、私たちは大きな不安を感じます。

「体の健康」への寄与を本分とする医師資格は、医学部で6年の課程を要しています。

「心の健康」に寄与するためには、大学院で臨床心理学を専門的に学ぶことが必須です。

学部卒の公認心理師を輩出することが、国民の心の健康に役に立つとは考えられません。現在の臨床心理士受験資格をモデルにして、「専門家としての資格はどうあるべきか」の検討をお願いします。

② 実績をあげてきた臨床心理士が、まずは重用されて当然でしょう。

臨床心理士は大学院修了を基礎要件として臨床心理学関連の学科を学び、心理臨床実習を厳しく課された上で、現場で臨床心理業務についています。

昭和63年以来、20余年にわたる積み重ねの中で文科省公益財団法人・日本臨床心理士資格認定協会によって認定された約2万6千人の臨床心理士が、医療や教育をはじめ、さまざまな分野で活躍していることは周知の事実です。阪神淡路大震災や東日本大震災の

際に心のケア活動に精力的に従事し、国民から高く評価されました。スクールカウンセラー事業にも参与して、今では教育現場で欠かせない存在になっています。

これまで臨床心理士が国民に貢献してきた実績を正に評価し、臨床心理士を国家資格として認定する法制化を求めます。

③ 公正・公平に審議を尽くし、臨床心理士を先行的に国家資格化することを要望します。

どのような議題でもそうですが、議案について一方に偏らず、公正・公平に審議することが大切です。公認心理師法案の審議では、国民の福祉の観点から「どのような要件を備えた資格が必要か」を公正・公平に議論し、少なくとも「現在すでに実績のある、高い専門性を有した『臨床心理士』を先行的に国家資格化する」との条項を加えるか、もしくは附帯決議を行うことを強く要望します。

④ 日本臨床心理士資格認定協会と日本臨床心理士養成大学院協議会への要望

これらの要求の実現に向けて、臨床心理士の認定母体である日本臨床心理士資格認定協会と育成母体である日本臨床心理士養成大学院協議会が、臨床心理士の国民に対して果たしてきた実績を基に、臨床心理士の国家資格化に向けた組織的取り組みを行うよう要望いたします。

以上